

## 参考資料

鞍手町総合計画審議会条例

鞍手町総合計画審議会名簿

鞍手町総合計画策定委員会設置要綱

鞍手町総合計画策定委員会名簿

及びプロジェクトチーム名簿

諮問書

答申書及び付帯意見

パブリックコメントの実施結果

第5次鞍手町総合計画策定までの経過

# 鞍手町総合計画審議会条例

昭和45年4月1日

鞍手町条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として、鞍手町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、鞍手町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うため、鞍手町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 鞍手町議会議員
- (2) 鞍手町教育委員会の委員
- (3) 鞍手町農業委員会の委員
- (4) 鞍手町の職員
- (5) 鞍手町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第28号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 鞍手町総合計画審議会名簿

選出区分	選出母体	役 職	氏 名
鞍手町議会		議会議員	田 中 二三輝
		議会議員	須 藤 敏 夫
鞍手町教育委員会	鞍手町教育委員会	教育委員	堀 角 泰 正
鞍手町農業委員会	鞍手町農業委員会	副 会 長	小長光 隆
公共的団体の役職員	鞍手町商工会	会 長	許 斐 英 幸
	直鞍農業協同組合	理 事	相 葉 富 雄
	鞍手工業団地協同組合	専務理事	松 山 進
	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会	会 長	由 衛 久 子
	NPO法人鞍手町ボランティア連絡協議会	副 会 長	吉 澤 淳
	鞍手町区長会	会 長	小 川 和 男
学識経験者	大学教授・准教授等	福岡教育大学教授	豊 寫 啓 司
	大学教授・准教授等	西日本工業大学教授	岡 田 知 子
鞍手町職員	副 町 長		阿 部 哲
合 計	13名		

# 鞍手町総合計画策定委員会設置要綱

平成22年 3月25日

鞍手町告示第48号

第4次鞍手町総合計画策定委員会設置要綱（平成18年鞍手町告示第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 鞍手町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するに当たり、鞍手町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1）総合計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に関し必要な事項

（委員会）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副町長、副委員長は総務課長、委員は教育長及び各課局長の職にある者で構成する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（プロジェクトチーム）

第5条 委員会には、第2条に定める事項の調査及び研究を円滑に行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームには、プロジェクトリーダーを置く。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクト会議を招集し主宰する。
- 4 プロジェクトリーダーは、第2条の事項に係る調査及び研究の結果を委員会に報告するものとする。

（プロジェクト調整会議）

第6条 委員会にプロジェクト調整会議を置く。

- 2 プロジェクト調整会議は、副町長、総務課長、政策推進課長及びプロジェクトリーダーをもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）委員会の会議の議事とする事項の調整に関すること。
- （2）その他委員会の会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

（関係職員の出席）

第7条 委員会及びプロジェクトチームは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求め所管事務等について説明及び報告をさせることができる。

（職員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要であると認めるときは、委員会、プロジェクト調整会議及びプロジェクト会議等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会への報告）

第9条 委員会は、資料の作成及び調査審議した結果を町長が諮問する鞍手町総合計画審議会の審議の経過に応じて、当該審議会に報告するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、政策推進課で行う。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月22日告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 鞍手町総合計画策定委員会名簿

役 職	課局名・役職	氏 名
委員長	副町長	阿 部 哲
副委員長	総務課長	藤 原 光 徳
委 員	教育長	水 摩 幸 隆
	会計管理者（兼会計課長）	白 石 秀 美
	政策推進課長	三 戸 公 則
	地域振興課長	立 石 一 夫
	税務住民課長	久保田 隆 一
	保険健康課長	松 永 憲 昌
	福祉人権課長	守 田 純 子
	農政環境課長	篠 原 哲 哉
	建設課長	森 茂 樹
	上下水道課長	原 敏 勝
	教育課長	筒 井 英 和
	議会事務局長	渡 邊 智 文

### 事務局

役 職	課局名・役職	氏 名
統 括	政策推進課長	三 戸 公 則
庶務統括	政策推進課 政策係長	高 橋 奈美江
庶務担当	政策推進課 政策係主査	小 田 佑 亮

## 鞍手町総合計画プロジェクトチーム名簿

	所 属	役 職	氏 名	WT (PT) 役職
第1PT	総務課庶務管財係	課長補佐	梶 栗 恭 輔	リーダー
	地域振興課まちづくり係	係 長	大 村 俊 夫	
	総務課庶務管財係	主 幹	長 浦 良	
	建設課土木係	主 査	神 谷 徹	サブリーダー
	建設課建築係	主 査	小 野 泰 三	
	政策推進課財政係	主 査	小長光 弘 平	
	地域振興課地域振興係	主 査	北 村 美喜子	
第2PT	建設課土木係	係 長	西 生 卓 矢	リーダー
	農政環境課農業振興係	主 幹	寺 本 理 恵	
	上下水道課下水道係	主 査	中 井 政 孝	サブリーダー
	上下水道課上水道庶務係	主 査	井 上 陽 子	
	建設課土木係	主 査	梶 栗 浩 次	
	税務住民課賦課係	主任主事	渡 邊 勇 史	
第3PT	福祉人権課児童人権係	係 長	石 田 正 樹	リーダー
	福祉人権課児童人権係	主 幹	坂 田 あゆみ	サブリーダー
	保険健康課健康増進係	主 幹	内 村 博 子	
	教育課学校教育係	主 査	岩 崎 一 宜	
	議会事務局	主 査	吉 田 留 里	
	税務住民課賦課係	主 事	平 田 裕 貴	
	保険健康課公費医療係	主 事	溝 上 耀 平	
第4PT	教育課文化振興係	課長補佐	古 後 憲 浩	リーダー
	税務住民課住民係	課長補佐	友 澤 和 子	サブリーダー
	教育課生涯学習係	係 長	広 瀬 真 一	
	教育課学校教育係	係 長	森 永 健 一	
	上下水道課下水道係	主 幹	花 房 美 穂	
	税務住民課収納係	主 幹	石 田 克	
第5PT	福祉人権課高齢者支援係	係 長	芝 野 英 和	リーダー
	保険健康課健康増進係	課長補佐	沼 野 葉 子	サブリーダー
	福祉人権課福祉係	主任主事	田 代 元 輝	
	保険健康課国保年金係	主 査	柴 田 美 穂	
	保険健康課国保年金係	主 査	内 海 崇	
	福祉人権課児童人権係	主 査	村 岡 崇	
第6PT	地域振興課地域振興係	課長補佐	柴 田 隆 臣	リーダー
	教育課学校教育係	主 査	蔵 元 久美子	
	農政環境課農業振興係	主 査	中 勇 一郎	サブリーダー
	総務課庶務管財係	主 査	田 中 啓 介	
	地域振興課地域振興係	主 査	後 藤 隆 宏	
	建設課建築係	主 査	堀 江 健 太	
	税務住民課住民係	主 事	森 川 奈津美	



27 鞍政政第 716 号  
平成 28 年 1 月 8 日

鞍手町総合計画審議会

会 長 小 川 和 男 様

鞍手町長 徳 島 眞 次



### 第 5 次鞍手町総合計画（案）について（諮問）

本町を取り巻く社会経済情勢は、厳しい財政状況をはじめ、急速に進む人口減少など課題が山積しています。

このような状況の中、新たな時代の流れや、求められる地方自治の姿を踏まえ、地方分権時代にふさわしい「新たな総合計画」を策定するにあたり、鞍手町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 5 次鞍手町総合計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

### 記

1. 諮問事項 第 5 次鞍手町総合計画基本構想（案）  
第 5 次鞍手町総合計画前期基本計画（案）

平成 28 年 2 月 17 日

鞍手町長 徳 島 眞 次 様

鞍手町総合計画審議会

会 長 小 川 和 男

第 5 次鞍手町総合計画（案）について（答申）

平成 28 年 1 月 8 日付 27 鞍政政第 716 号で鞍手町長から鞍手町総合計画審議会に対し諮問された第 5 次鞍手町総合計画基本構想（案）及び第 5 次鞍手町総合計画前期基本計画（案）について審議及び意見について、下記のとおり答申いたします。

記

第 5 次鞍手町総合計画基本構想（案）及び第 5 次鞍手町総合計画前期基本計画（案）について、当審議会で慎重に審議をした結果、基本構想に基づく基本施策については妥当と判断します。前期基本計画の推進についても人口減少が加速化する中、今後 9 年間のまちづくりの総合的な指針である第 5 次鞍手町総合計画の持つ意味は非常に重要なものとなることから、「新たな力で躍動するまち くらて」が実現できるように、全力を挙げて取り組まれることを要望します。

なお、審議の過程で、委員よりさまざまな意見がありましたので、個別意見については、別紙「付帯意見」をご参照ください。

## 付 帯 意 見

### 第1章 まちに賑わいを

#### 1. 持続可能な地域公共交通体系の見直し

①住民アンケートの結果からもわかるようにコミュニティバス等の利用者が少ない。また、コンパクトなまちづくりを進めていくのであれば、周辺部住民のまちなかへの移動手段も確保しなければならない。さらに、買物難民に対する移動手段の確保ということも課題となっている。このような点から総合的な視点になった抜本的な見直しが必要であること。

また、地域公共交通の問題は、行政だけでは解決できない時代となっており、住民の力を借りた新しい公共交通体系のあり方を検討すること。

②田舎、都会を問わず買物難民、食の砂漠化現象が起きている。移動販売車等の取り組みを検討すること。

#### 2. 上水道の水質改善・水源対策については、北九州市が福岡市に供給していることなどを考慮して早急に取り組むこと。

### 第2章 ひとに輝きを

1. 学校教育については、学校全体の学力の底上げは当然であるが、優秀な児童生徒にも配慮して教育指導に取り組むこと。

2. 学習アシスタントの活用については、大学生等の派遣校までの移動手段が少なく、支援活動の妨げとなっていることから、公共交通ルートの見直しや送迎車の導入など移動手段の確保について配慮して取り組むこと。

3. 英語教育の充実を図るためには、指導体制の整備はもちろんのこと、英語教育の指導のあり方や英語表現力の向上とその発表の機会を設けるなど独自性を出して取り組むこと。

4. 英語が話せることによって子どもたちの世界観が広がるので、ぜひ英語教育には重点を置いて、他市町にない取り組みを行っていただきたい。

5. 中学校の部活動の指導については、専門的な外部指導者の導入を検討し前向きに取り組んでいくこと。

6. 図書室整備事業については、財政的にも図書室を充実するのは難しいので、近隣市町との広域連携を積極的に進めていくこと。

7. 筑豊地区の中でも教育レベルが高いことやこれからも教育に力を入れていくんだということをアピールすれば、子どもを持つ親たちは自ずと集まってくるので、教育に重点を置いたまちづくりを行っていくこと。

### 第3章 しごとの創出を

1. 雇用対策事業については、町内に雇用の場を創設していくことも重要であるが、費用対効果を考慮した場合、仕事は町外で居住は鞍手町という発想を持った取り組みも必要であること。
2. 買物難民に対する移動販売が、ビジネスとして成立している現状があり、しごとの創出というのは、身近なところでも生まれることに気付くことが大切であること。
3. 企業ネットワークの推進については、町がイニシアティブを取り、各種団体等と連携して取り組むこと。

### 全体的意見

1. 鞍手町としての現状と課題について、さらに分析を深める必要があり、その分析に基づいて取り組むこと。
2. 周辺自治体と比較して、鞍手町の地勢的な長所・短所などを十分に分析して取り組むこと。
3. 各施策については、鞍手町らしさを全面的に押し出して取り組むこと。
4. 住民アンケート調査及び各種団体から出された意見について、考慮しながら取り組んでいくこと。

## 第5次鞍手町総合計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

### 1. 意見募集の概要

・意見の募集期間	平成28年1月8日 ～ 平成28年2月6日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）への掲示及び同施設での閲覧・配布及び広報
・意見の提出方法	電子メール、郵便、FAX、持参

### 2. 意見内容とその対応

第5次鞍手町総合計画(案)に対する意見の提出がなかったことから、記載内容の修正、文言の追加等を行わず原案のとおりとすることを報告いたします。

## 第5次鞍手町総合計画策定までの経過

年 月	経過の説明（概要）	
6月22日	第1回策定委員会	計画策定作業に着手するにあたり、総合計画の基本的な方向性を示す基本方針を決定。
6月25日	第1回審議会	総合計画策定のための基本方針について審議会へ説明し、承認。
7月9日	策定委員会及びプロジェクトチーム合同会議	総合計画策定のための基本方針及び計画策定の体制と今後のスケジュールについて確認。
7月9日～ 9月8日	プロジェクトチーム会議（延べ51回）	各行政分野ごとに基本施策等の課題・アイデアを抽出し、提案事業等を調査・研究。
7月24日 7月30日 7月31日	第4次後期基本計画及び第5次前期基本計画のヒアリング	各課における第4次後期基本計画の取り組み・課題及び第5次前期基本計画についての取り組みをヒアリング。
8月4日～ 8月20日	鞍手町人口ビジョン策定に伴う住民アンケート調査	住民（転出者・転入者含）を対象にまちづくり・出産・結婚・子育てに対する意識を把握するために、1,000名（無作為抽出）に「アンケート調査」を実施。
8月21日	中学生ヒアリング	中学生に現状の課題及び今後必要な取り組み等をヒアリング。
9月29日 9月30日	各種団体懇談会	町内26団体から各団体としての現状の課題及び今後必要な取り組み等を意見聴取し、町の課題を整理。
10月8日	調整会議	前期基本計画（案）の事務事業の調整。
11月12日	プロジェクトチームから策定委員会へのプレゼンテーション	前期基本計画（案）の事務事業を説明。
11月19日	町長トップヒアリング	前期基本計画（案）の報告・承認。
12月8日	第5次鞍手町総合計画前期基本計画の決定	前期基本計画（案）決定。
12月28日	第2回策定委員会	総論・基本構想（案）について協議。
1月8日	第2回審議会	第5次鞍手町総合計画（案）諮問。総論・基本構想及び前期基本計画（事務事業）について説明。
1月20日	第3回審議会	総論・基本構想・前期基本計画について質疑応答。
2月3日	第4回審議会	総論・基本構想・前期基本計画について質疑応答。
2月17日	第5回審議会	パブリックコメントの実施結果報告。第5次鞍手町総合計画（案）答申。
3月17日	平成28年第1回（3月）鞍手町議会定例会	総論・基本構想の議決。
3月18日	第5次鞍手町総合計画策定	

# 第 5 次鞍手町総合計画

平成 28 年 3 月発行

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42 5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

「ふっ」と笑顔になる。  
「て」を伸ばせば望みに届く。  
探せば「ふく」も見つかる。  
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、  
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること  
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。